

「坂井市本庁舎整備基本計画（案）」に関するパブリックコメント実施結果について

平成29年3月8日 坂井市財務部監理課庁舎整備推進室

坂井市では、本庁舎の整備について、基本となる考え方や導入する機能、庁舎の規模など、今後の設計の指針となる「坂井市本庁舎整備基本計画」の策定を行っています。策定にあたっては、昨年7月に発足した、学識経験者、市内まちづくり協議会委員や各種団体の代表者で構成する「坂井市本庁舎整備基本計画検討委員会」において協議を重ね、「坂井市本庁舎整備基本計画（案）」をまとめました。

この計画（案）について、坂井市まちづくり基本条例第23条の規定に基づき、パブリックコメントを実施しましたので、その結果について公表します。

記

1. 意見を募集した内容

坂井市本庁舎整備基本計画（案）について

2. 募集期間

平成29年2月14日（火）から平成29年3月3日（金）まで

3. 計画（案）の公表方法

- 1) 市ホームページに掲載
- 2) 財務部監理課庁舎整備推進室及び各支所地域振興課での閲覧

4. 意見の提出方法

書面により、郵送・ファクス・電子メール・持参のいずれかで提出

5. 募集結果

意見の提出者数：1人 意見等の件数：2件

| No. | 章、項目など | ご意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|---------------------------------|--|--|
| 1 | 第5章 4. 配置計画 7. 本庁舎周辺の整備計画 | <p>現在の本庁舎周辺の道路環境は、渋滞の発生や通学児童の安全性の阻害など、地域住民にとって非常に厳しい状況にあります。</p> <p>建物配置計画において、周辺道路の整備計画は不可分な重要事項と思料致します。通勤通学時の交通状況の調査や周辺住民に対するアンケート等を実施することにより、周辺道路環境の状況と本庁舎整備に伴う影響を把握し、建物配置計画や周辺道路の整備計画に反映していただくことを要望致します。</p> | <p>基本計画（案）では、本庁舎周辺の整備も本庁舎整備に併せ、進めることとしています。今後、周辺地区等のご意見もお伺いしながら、具体的な道路整備の検討を進めて参ります。</p> |
| 2 | 概要版 ⑧ 本庁舎周辺の整備計画 | <p>概要版に以下の記載があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路や交差点の整備など本庁舎周辺の整備 ・周辺営農環境との調和 ・用途地域の連携を見直しすることで、市中心市街地の活性化が図られるよう誘導する <p>具体的な記載がなく内容は不明ですが、近隣住民としてもおおいに期待する事項なので、具体的な計画案を逐次提示して、近隣住民の意見を聞き取り、計画に反映していただくことを要望致します。</p> | <p>基本計画（案）本編では、本庁舎建設に併せ、周辺の整備を進めていく必要があるとしています。具体的な計画を、近隣住民の方々など幅広く市民にお示しし、ご意見をいただきながら、整備を進めて参ります。</p> |